

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）において特定した公文書のうち、全体を非開示とした「事業箇所説明表」については、改めて非開示情報を特定した上で、当該部分を除き、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和2年5月26日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（5）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

（1）昭和の終わりから平成の初めに計画された県道〇〇〇〇線のバイパス事業の道路計画（起点・終点・総事業費・幅員・主な構造物・費用対効果・利用台数・計画施工期間・図面・建設目的等について。このうち費用対効果及び利用台数については、積算を含む。各項目について分かればよく、まとまっている資料を求めるものではない。）

（2）上記路線の道路計画（項目等は、上記（1）の括弧書に同じ。）における、以後の変更事項

（3）上記路線において、平成〇年に道路建設事業の目的が変更となったことが分かる文書（決裁文書等）

（4）単県道路工事（県道〇〇〇〇線 工事場所：〇〇市〇〇。平成〇年〇月〇日契約。）に係る工事入札に係る文書（設計書の決裁日、指名委員会の開催日、指名業者名、入札日、入札結果、契約書（表紙・裏表紙）及び関連書類。随意契約の場合は随意で。）

（5）県道〇〇〇〇線に係る次の文書（随意契約の場合は、随意契約とした理由も開示願いたい。）

① 〇〇工区に係る設計委託事業に係る入札に関する文書（項目は、上記（4）に同じ。平成〇年度頃と平成〇年度頃のもの。）

② 〇〇工区の道路設計に関する文書（項目は、上記（4）に同じ。平成〇年度頃と当初案が廃案となった後、ループ案を修正した案に関するもの。）

2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、次の（1）から（5）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和2年7月31日付けで審査請求人に通知した。

（1）請求項目のうち（1）について

① 起点・終点

- 設計図面
  - ② 総事業費  
不存在
  - ③ 幅員  
設計図面
  - ④ 主な構造物  
設計図面
  - ⑤ 費用対効果（算出過程を含む。）  
不存在
  - ⑥ 利用台数（算出過程を含む。）  
不存在
  - ⑦ 計画施工期間  
不存在
  - ⑧ 図面  
設計図面
  - ⑨ 建設目的  
不存在
- (2) 請求項目のうち (2) について
- ① 起点・終点  
設計図面
  - ② 総事業費  
事業に関する文書
  - ③ 幅員  
設計図面
  - ④ 主な構造物  
設計図面
  - ⑤ 費用対効果（算出過程を含む。）  
不存在
  - ⑥ 利用台数の算出根拠  
不存在
  - ⑦ 計画施工期間  
不存在
  - ⑧ 図面  
設計図面
  - ⑨ 建設目的  
設計成果報告書（まえがき）
- (3) 請求項目のうち (3) について  
不存在
- (4) 請求項目のうち (4) について
- ① 設計書の決裁日

- 起工設計書（鑑）
  - ② 指名委員会の開催日  
指名委員会に関する文書
  - ③ 指名業者名  
入札公表閲覧文書
  - ④ 入札日  
入札公表閲覧文書
  - ⑤ 入札結果  
入札公表閲覧文書
  - ⑥ 契約書の表紙、裏表紙  
契約書
- (5) 請求項目のうち(5)について
- ① 設計委託業務の入札に関する文書のうち〇〇工区のもの（平成〇年度頃）  
各項目とも不存在
  - ② 設計委託業務の入札に関する文書のうち〇〇工区のもの（平成〇年度頃）
    - ア 設計書の決裁日  
起工設計書（鑑）
    - イ 指名委員会の開催日  
指名委員会に関する文書
    - ウ 指名業者名  
入札公表閲覧文書
    - エ 入札日  
入札公表閲覧文書
    - オ 入札結果  
入札公表閲覧文書
    - カ 契約書の表紙、裏表紙  
契約書
  - ③ 設計委託業務の入札に関する文書のうち〇〇工区のもの（平成元〇年度頃）  
各項目とも不存在
  - ④ 設計委託業務の入札に関する文書のうち〇〇工区のもの（ループ案からの修正業務）  
各項目とも不存在
- 3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次のようなものであった。
- (1) 請求項目のうち(1)について
- ① 設計図面のうち〇〇工区に関する文書  
地元の同意が得られず廃案となった後に、保存年限の経過により廃棄したため存在しない。
  - ② 総事業費、計画施工期間及び建設目的を示す文書

請求のあった公文書は、保存年限の経過により廃棄したため存在しない。

- ③ 費用対効果及び利用台数を示す文書（いずれも算出過程を含む。）

請求のあった公文書は存在しない。（過去に文書が作成されていたか不明。）

(2) 請求項目のうち (2) について

- ① 設計図面のうち〇〇工区に関する文書

公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当。

- ② 事業に関する文書

県内部の検討に関する情報であって、公にすることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため、条例第7条第5号に該当。

- ③ 費用対効果（算出過程を含む。）及び計画施工期間に関する文書

請求のあった公文書は、作成していないため存在しない。

- ④ 利用台数の算出根拠を示す文書

請求のあった公文書は、保存年限の経過により廃棄したため存在しない。

(3) 請求項目のうち (3) について

請求のあった公文書は、作成していないため存在しない。

(4) 請求項目のうち (4) について

- ① 指名委員会に関する文書のうち委員の署名

個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当。

- ② 契約書の表紙及び裏表紙のうち代表者印の印影

公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えると認められるため、条例第7条第3号に該当。

(5) 請求項目のうち (5) について

- ① 設計委託業務の入札に関する文書のうち〇〇工区（平成〇年度頃）に関する文書

保存年限の経過により廃棄したため存在しない。

- ② 指名委員会に関する文書のうち委員の署名

個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当。

- ③ 契約書の表紙及び裏表紙のうち代表者印の印影

公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えると認められるため、条例第7条第3号に該当。

- ④ 設計委託業務の入札に関する文書のうち〇〇工区（平成〇年度頃及びループ案からの修正業務）

請求のあった公文書は、保存年限の経過により廃棄したため存在しない。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年10月30日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和3年2月25日付けで、岡山県行政

不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

- ① 保存年限の経過による廃棄はあり得ない。文書はある。
- ② 公文書は存在しない、はあり得ない。文書はある。
- ③ 条例第7条第6号に該当しない。
- ④ 条例第7条第2号に該当しない。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

##### (1) 第2の1（1）について

本件は継続事業であり、文書の廃棄はあり得ない。

継続事業である本件において、県が保存の始期と考えている時点を明確にされたい。年度累積法により文書をまとめるべき。

廃棄した計画で〇〇地区には説明されており、その内容が現在一切分からないと県は主張している。これでは長期間にわたる大規模工事に関しては、安心して同意できなくなってしまう。

継続事業において事業が完了するまでの間は、県が説明責任を負うが、その際の根拠が文書となる。

コンサルタントに残っている文書があれば、取り寄せて復元すべきである。

文書の廃棄による不存在で非開示とする場合は、廃棄の根拠となる条文や廃棄年月日を理由として付記すべきだ。

どの家が事業の支障物件となるかの情報を求めているのではない。計画道路の勾配・その直線距離を知ることによって、道路の安全性を議論したいのである。

また、事業費等については、監査資料、県民局の概要資料等により判明する。

別途開示を受けた文書には、交通量の減少等の背景があり、改めて将来交通量を推定し、一日当たり1,700台と見込んだ旨の記録があるが、当初の利用台数及び積算について開示願いたい。

##### (2) 第2の1（2）について

実施機関が条例第7条第6号、同条第5号に該当すると判断した情報は、それぞれの号には該当しない。

また、費用対効果に関して、事業評価委員会では事業期間の始期が平成〇年度以前の事業も対象としているようだ。〇〇工区については地元の事業同意が得られず白紙に戻り、〇〇工区についても用地買収の着手から20年以上の年月が経過しており、それなりの計算は行われているはずである。

利用台数1,700台とある根拠の開示を求めている。

計画期間・事業費は、県民局の概要・監査資料に記されていると思う。

(3) 第2の1(3)について

県と市との協議録に、事業目的が変化しているとの記述があり、その理由が分かる文書の開示を求める。作成していないことはあり得ない。

(4) 第2の1(5)について

現在この計画にそって設計を修正中であれば、文書はあるはずである。

平成〇年度の設計コンサルタントとの打合せ記録の開示を受けたところだ。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1(1)及び(2)について

昭和の終わりから平成初期の監査資料や局の概要資料は、保存年限の経過により廃棄しており、これらの文書に該当する記述があったかどうかは不明である。

請求項目(2)のうち「計画期間」及び「総事業費」について、近年の監査資料に記載はない。ただし、「総事業費」については、〇〇県民局の概要(資料編)に記載されていることが判明した。「〇〇県民局の概要」は県のホームページで公開しており、県立図書館でも貸出しが可能である。

算出根拠に関わる文書は過去に作成されていたが、平成〇年度の詳細設計完了後には、事実上不要となった文書であり、保存年限の経過による廃棄処分を行ったため、非開示とした。

継続事業ではあるが、文書は年度完結でまとめている。

ただし、事業上必要な文書は年度に関わらず保存し、不要となった時点で、保存年限を経過しているものは廃棄を行っている。

(2) 第2の1(2)について

〇〇地区の設計図面と判断した文書は、設計計画の修正作業の途中であることから、公にすることにより関係する地権者に不当に混乱を生じさせるおそれがある情報が記録されており、今後の事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

当事業のうち、〇〇工区は設計作業中につき、工事費用、用地補償費用は検討段階の未成熟な情報であり、公にすると不当に混乱を招くおそれがある。

事前評価は、「事業規模が1億円以上で、新規に事業化しようとするもの」が対象である。〇〇〇〇線は、事前評価制度が導入された平成13年度時点で、既に事業化されていたため、事前評価(費用対効果の算出を含む。)は行っていない。

また、県では、平成11年度に再評価実施要領を施行しているが、〇〇〇〇線は県単独事業(国費非充当)として、平成11年度時点で既に事業化されていたため、再評価(費用対効果の算出を含む。)の対象外と判断している。

算出根拠に関わる文書は過去に作成されていたが、平成〇年度の詳細設計完了後には、事実上不要となった文書であり、保存年限の経過による廃棄処分を行ったため、非開示とした。なお、当該業務の成果は、平成〇年度までの詳細設計業務に活用済みである。

総事業費は、〇〇県民局の概要（資料編）に記載されていることが判明した。

審査請求人に通知すべきであったと考えているが、「〇〇県民局の概要」は、県立図書館において閲覧に供されており、条例第25条第2号該当により、非開示となると考えている。

(3) 第2の1(3)について

作成しておらず、保有していないため非開示とした。

(4) 第2の1(4)について

入札、契約に関わる文書は、保存年限の経過により廃棄したため保有しておらず、非開示とした。

打合せ記録簿は、委託業務の成果報告書として保存しているものであり、契約に関わる文書とは別の文書として保存している。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

### 2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

四 略

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び

土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 略

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ～ホ 略

七 略

条例第8条は、一部開示について次のように定めている。

(公文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

条例第25条は、適用除外について次のように定めている。

(適用除外)

第25条 この条例の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 略

二 図書館、博物館、美術館、公文書館その他これらに類する施設において、県民の利用に供することを目的として管理しているもの

三 略

3 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

(1) 文書の保存について(第2の1(1)及び(2))

審査請求人は、長年月にわたる事業では、文書は事業完了年度をもって整理し、それまでは書類を保存すべきであり、廃棄はあり得ない。廃棄されたのなら、開示請求に応じて復元すべきであると主張している。

実施機関は、保存年限の経過により廃棄していると説明している。

審査会が職権で調査したところ、当該項目での請求に係る公文書に関しては、廃棄されているとの説明を裏付ける、廃棄年月日を特定する記録の存在を確認することはできなかったが、文書を保有していることの確認には至らなかった。

継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されていないとの実施機関の

説明に関しては、今後の事業を執行する上で、計画の正当性の根拠となる数値の算出過程を検証する必要がある局面があり得ることを前提とすると、廃棄という判断の是非について疑念を生じないものではないが、その判断の是非の審査に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

(2) 文書の復元について (第2の1 (1))

審査請求人が文書の復元を求めている点については、同じ審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号及び答申行政第91号の中で述べたとおり、公文書開示の手続においては、実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合に、条例がこれを復元等の方法により取得してまで開示する義務を実施機関に課しているとは認められない。

4 文書の存否について (第2の1 (3))

審査請求人は、別の文書に事業目的が変化しているとの記述があり、その理由が分かる文書を作成していないことはあり得ないと主張している。

実施機関は、作成しておらず、保有していないと説明している。

審査会においては、同一の審査請求人の審査請求に係る答申行政第90号の案件において、標記の請求項目にいう道路建設事業の目的の変更に関する記録の有無に関して、既に審査し、審査請求人のいう「事業目的が変更となった」ことを証する記録を見いだすことはできなかった。

本件審査請求において、この判断を覆すに足る新たな事実の提示もないことから、本件開示請求において、「事業の目的が変更となったことが分かる文書」を不存在と判断した実施機関の決定は、不当であるとは認められない。

5 非開示理由の付記の程度について (第2の1 (1))

審査請求人は、廃棄された文書に関しては、廃棄の根拠となる規程の条項及び廃棄年月日を、決定通知において、非開示理由として付記すべきであると主張している。

本件決定の理由付記において、実施機関は、「保存年限の経過により廃棄した」と、文書を保有していない事情に関して最低限の説明を行っており、このことをもって理由付記の不備とまではいえない。

6 総事業費及び計画年次が記録された文書について (第2の1 (2))

審査請求人は、計画期間・事業費は、県民局の概要・監査資料に記されているはずであると主張している。

実施機関は、請求対象公文書のうち、総事業費が記録された文書として「事業箇所説明表」を特定し、当該文書の全てを非開示とした。

審査会においては、当該文書をインカメラ審理により見分したところ、事業費概要及びその内訳のうち一部については、用地費・補償費等の概算の額が掲載されており、実施機関の主張のとおり、未成熟な情報である道路の用地費・物件等の補償費が公になることにより、当事者となり得る周辺の土地・物件の所有者の間に混乱が生じるおそれがあるものであることが認められた。

一方で、当該文書には、既に開示された文書に記録されている内容など、条例第7条各号に規定された非開示情報に該当しないと考えられる記録も認められ、当該部分については、条例第8条第1項ただし書にいう有意なものであると認められた。

条例第8条第1項本文においては、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示することを、実施機関に義務付けている。また、同項ただし書では、非開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、文書の全体を非開示とすることができる旨が定められており、実施機関が、本件対象公文書であると特定しながら非開示情報が含まれていると判断し、その全体を非開示とした、「事業箇所説明表」については、非開示情報に当たる部分を区分した上で、当該部分を除き、開示すべきであると認められる。

なお、これとは別に、実施機関から提出を受けた「〇〇県民局の概要（資料編）」を見分したところ、当該文書には、計画年次が掲載されており、当該項目が記録されている文書として当該文書を特定すべきであったと認められた。実施機関は、本件処分において当該文書が文書の特定から漏れていたことを認めた上で、当該文書は県立図書館において閲覧に供されているため、当該文書を特定した上で条例第25条第2号該当として非開示とすべきであったと説明している。

当該文書は、岡山県立図書館に収蔵され、県民の閲覧に供されていることが確認できる文書からの抜粋であることから、条例第25条第2号を適用して非開示とすべきものであったと認められるが、非開示という結論には変動がなく、「計画施工期間」が記録された文書を非開示とした実施機関の判断については、結果として妥当であったと考えられる。

## 7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

## 8 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分のうち、実施機関が「事業箇所説明表」の全体を非開示とした部分については、当該公文書のうち非開示情報に当たる部分を区分した上で、当該部分を除き、当該公文書を開示すべきであると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 3 月 1 日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 4 月 3 0 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和3年 9 月 2 4 日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和3年 1 0 月 2 9 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和3年 1 1 月 2 6 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年 1 2 月 9 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。